

平成 30 年 9 月 25 日

平成 31 年（2019 年）4 月入学宇都宮大学大学院地域創生科学研究科修士課程 学生募集について（お知らせ）

地域創生科学研究科は、後日公表の学生募集要項により、平成 31 年 4 月入学に係る学生募集を行う予定です。学生募集要項の公表に先立ち、出願期間や入学試験等の日程、出願資格審査等の重要な事項について、次のとおりお知らせします。

なお、学生募集及び入学試験に係る詳細は、後日公表の学生募集要項でご確認ください。

1. 選抜区分

この学生募集による入学者選抜では、一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜、学部 3 年次生特別選抜及び国際交流・国際貢献活動経験者特別選抜の 5 種類を実施します。国際交流・国際貢献活動経験者特別選抜は、社会デザイン科学専攻のうちグローバル・エリアスタディーズプログラム及び多文化共生学プログラムのみ実施します。

2. 日程（全選抜区分共通）

・学生募集要項公表	平成 30 年 10 月 1 日（月）予定（※予告から変更）
・出願資格審査申請期間	平成 30 年 10 月 1 日（月）～ 10 月 17 日（水）
・出願期間	平成 30 年 10 月 26 日（金）～ 10 月 30 日（火）
・入学試験	平成 30 年 12 月 8 日（土）
・合格者発表	平成 30 年 12 月 21 日（金）

3. 出願資格審査

出願資格審査とは、大学卒業資格を有していない者が大学を卒業した者と同等以上の学力があるか、入学試験への出願資格の有無を認定する審査です。資格審査申請期間に申請があった者に対し、本学から出願資格の有無を出願期間前までに連絡します。

対象となる者

- 一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜及び国際交流・国際貢献活動経験者特別選抜へ出願予定であり、次ページの【地域創生科学研究科への出願資格】⑧、⑨又は⑩のいずれかに該当する者
- 学部 3 年次生特別選抜へ出願しようとする者

必要書類

入試課（電話 028-649-5405 / 5120）へ問い合わせてください。

なお、最終学校の「卒業証明書」及び「成績証明書」（それぞれ、最終学校の長が発行した原本）の提出が必要です。外国から取り寄せる等により入手までに時間がかかる場合は、申請に間に合うよう早めに証明書を取得してください。

4. 外国語（英語、日本語）の検査について

これまでの予告のとおり、本研究科では独自の筆記試験を行わずに、外国語外部試験（TOEIC®、TOEFL®等）のスコアをもって外国語の成績として判定します。入学試験実施日から過去 2 年以内のスコアを有効とし、スコアシート（原本）を出願時に提出する必要があります。

外部試験実施団体から本人へのスコア到着遅れ等のやむを得ない理由により、本研究科の出願期間に提出できない場合（又は提出できないおそれがある場合）は、出願前に入試課（電話 028-649-5405 / 5120）へ問い合わせてください。今回の学生募集に限り、それぞれの事情等を考慮した上で出願を認める場合があります。

(以下は、出願資格審査の案内用に、一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜、国際交流・国際貢献活動経験者特別選抜における出願資格として共通する部分のみ抜粋したものです。各特別選抜では、これ以外の出願資格や出願要件を要する場合がありますので、出願の際には学生募集要項で詳細を必ず確認してください。)

【地域創生科学研究科への出願資格】

次の各号のいずれかに該当する者とします。

- ① 大学を卒業した者及び平成 31 年 3 月までに卒業見込みの者
- ② 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者及び平成 31 年 3 月までに授与される見込みの者
- ③ 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者及び平成 31 年 3 月までに修了見込みの者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者及び平成 31 年 3 月までに修了見込みの者
- ⑤ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び平成 31 年 3 月までに修了見込みの者
- ⑥ 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び平成 31 年 3 月までに修了見込みの者
- ⑦ 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号）
- ⑧ 大学に 3 年以上在学した者、外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと地域創生科学研究科において認めた者
- ⑨ 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により他の大学の大学院に入学した者で、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると地域創生科学研究科において認めた者
- ⑩ 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると地域創生科学研究科において認めた者で、入学時までには 22 歳に達する者

【出願に係る問い合わせ先】

国立大学法人宇都宮大学 学務部入試課

〒321-8505 栃木県宇都宮市峰町 350

TEL 028-649-5405 / 5120

(受付時間 9:00~17:00 (土曜・日曜・祝日は除く。))